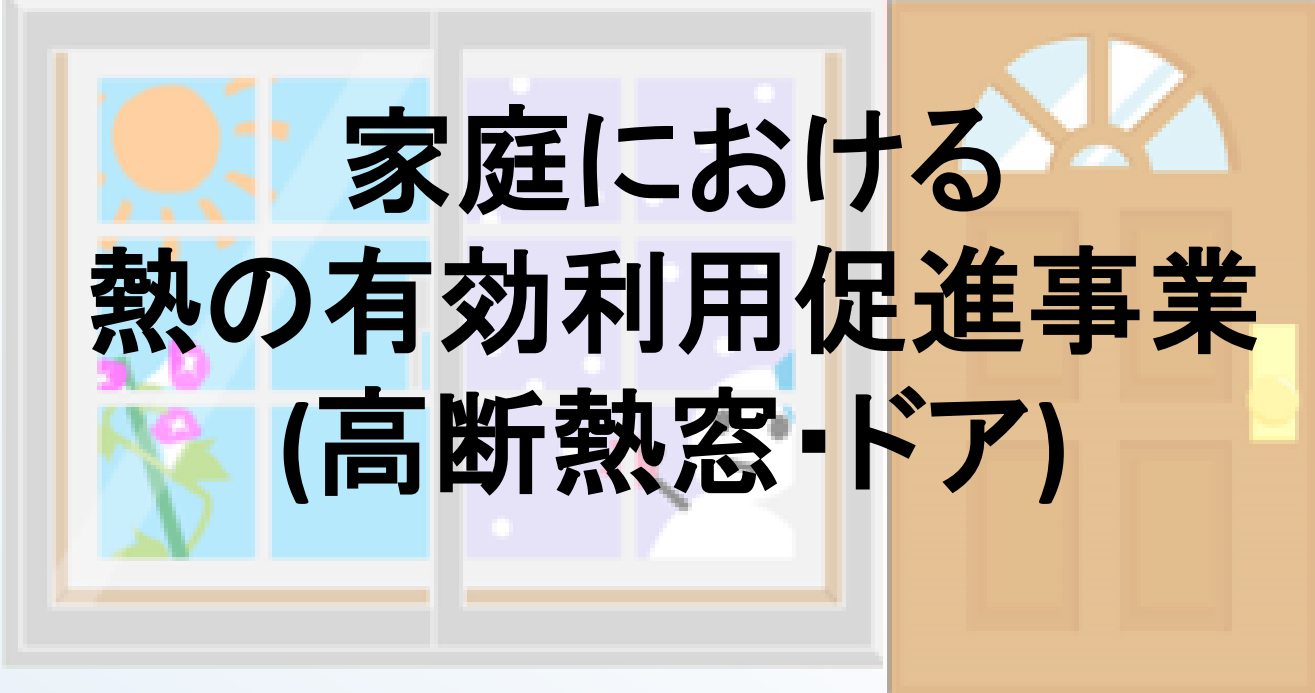


An illustration of a window and a door. The window on the left is divided into four panes: the top-left shows a sun, the top-right shows a blue sky, the bottom-left shows pink flowers, and the bottom-right shows a white cloud. The door on the right is brown with a yellow handle and a semi-circular window at the top divided into three panes.

家庭における 熱の有効利用促進事業 (高断熱窓・ドア)



クール・ネット東京

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター



目 次

1. 事業概要
2. 助成対象者
3. 助成対象製品
4. 助成対象経費
5. 設置要件
6. 助成申請額
7. 書類作成時の留意点
8. 手続きの流れ



1. 事業概要 (1) 目的

本事業は、**都内**にある**既存住宅**に
設置されている窓・ドアを
高断熱窓・ドアに改修する方に対して、
その経費の一部を助成することにより、
高断熱窓・ドアの導入機会の拡大を図り、
家庭における熱の有効利用を
推進することを目的としています。



1. 事業概要 (2) 事業スキーム



本事業は、東京都の資金を原資としています。



1. 事業概要 (3) 交付申請受付期間

**令和2年7月15日(水)から
令和4年3月31日(木)まで**

※17時公社必着



1. 事業概要 (4) 事前申請



本事業は事前申請制です。

交付決定日より前に契約締結した案件は、
助成対象になりません。

必ず公社が発行する交付決定通知の
発行日以降に、契約を締結してください。

※ 実績報告時には工事請負契約書(若しくは注文請書)の写しの提出が
必須となりますので、必ず書面での契約を行ってください。



1. 事業概要 (5)対象住宅①

本事業では、**都内にある住宅**に設置されたものが助成対象となります。

※ 助成対象者の生活の拠点は都外でも構いません。

専用住宅が対象です。

※ 店舗や事務所等と居住部分が同一の住宅の場合、電気・ガス等のエネルギーを分けて管理されており、且つ、**高断熱窓**の設置工事においても明確に切り分けしていれば、居住部分のみを申請することは可能です。

ただし、1つの居室を店舗用と居住用の2つの用途で兼用している場合、その居室は対象外となります。

※ 店舗や事務所と居住部分で兼用しているドアを**高断熱ドア**に改修、もしくは新たに設置する場合は助成対象となります。



1. 事業概要 (5)対象住宅②

同一住戸からの複数回の申請は認められません。

※ 異なる複数の住戸を同一人が申請することは可能です。

(例1)戸建住宅(1住戸)1階・2階の改修

1階を改修し、時期をずらし
2階を改修する



1階か2階どちらか一方を申請
または
1階・2階をまとめて申請
(1階と2階を分けて申請するのは不可)

※ 1階と2階をまとめて申請できますが、助成金の支払いは分けられません。

(例2)〇〇賃貸マンションの改修

101号室を改修し、時期をずらし
105号室を改修



それぞれ時期を分けて申請する
ことが可能



2. 助成対象者 (1)住宅の所有者①

住宅の所有者

助成対象住宅を所有している個人又は法人。
(賃貸住宅を含みます。)

※ 申請者は、建物の登記事項証明書で所有権者として証明できる方としてください。



2. 助成対象者 (1)住宅の所有者②

＜転売物件(販売中又は販売済)の場合＞

交付申請する際に、住宅の所有権がまだ買主(購入者)に移転されていない場合、所有者である売主(買取再販業者)が助成対象者となります。



2. 助成対象者 (1)住宅の所有者③

＜所有権者が複数名いる場合＞

助成対象住宅の所有権者が複数名いる場合は、
その中から1名を申請者(助成対象者)としていただき、
他の所有権者は、共有者として連名で申請してください。

- ※ 助成金は、助成対象者に交付されます。
- ※ 申請者と工事契約者は同一人としてください。
- ※ 申請者の共有持分の割合は特に問いません。

申 請 者	郵便番号	000 - 0000
	住 所	東京都南東京市〇〇町1丁目2番3号
	(ふりがな)	かんきょう たろう
	氏 名	環境 太郎
共 有 者	住 所	東京都南東京市〇〇町1丁目2番3号
	(ふりがな)	ちきゅう じろう
	氏 名	地球 次郎
	住 所	東京都新宿区〇〇1-1-1234号室
	(ふりがな)	かんきょう はなこ
	氏 名	環境 花子





2. 助成対象者 (1)住宅の所有者④

＜区分所有者が改修する場合＞

分譲集合住宅の区分所有者が、区分所有法で共用部分と見なされる窓を改修する場合は、管理規約等で、区分所有者が当該共用部分の改修を行うことが認められている必要があります。

※ 交付申請の際に、共用部の改修が認められていることを確認することができる書類(管理規約に定めのある工事承認書、または参考様式7等)を提出してください。



2. 助成対象者（2）管理組合の代表者①

管理組合の代表者

管理組合（助成対象住宅における、
建物の区分所有等に関する法律第25条第1項の
管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人）
の代表者。

※ 申請する**代表者は、区分所有者**である必要があります。（建物の登記事項証明書で区分所有者であることを確認いたします。）



2. 助成対象者（2）管理組合の代表者②

マンション全体申請の場合、全戸改修でなくても構いません。

管理組合総会等の議決で

一部の住戸のみを改修すると決定した場合は、
全戸を改修しなくても対象となります。

議事録に改修する(しない)住戸番号を記載してください。

※ 交付申請の際に、管理組合総会で高断熱窓・ドアへの改修を
行うことに対する意思決定が確認できる

議案書及び議事録を提出してください。（抜粋不可）



2. 助成対象者 (3)リース事業者①

リース事業者

住宅の所有者又は管理組合と高断熱窓に係るリース契約を締結しようとするリース事業者。

※ ただし、住宅の所有者又は管理組合と**共同で申請**する必要があります。

※ 助成金の交付先は、所有権を有するリース事業者となります。



2. 助成対象者（3）リース事業者②

- ① 助成対象となる高断熱窓がリース対象として一括で契約されている必要があります。
- ② リース料金から本事業にて交付される**助成金に相当する額を減額**してください。
- ③ リース期間は原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められた耐用年数（10年）以上としてください。
※ 当該耐用年数を下回る契約の場合は、リース契約の更新又はリース期間終了後に申請者へ所有権移転が行われる契約とする等、当該耐用年数が終了するまでの間は、高断熱窓・ドアが維持管理されるようにしてください。



3. 助成対象製品 (1) 高断熱窓

助成対象となる高断熱窓は、
次の要件を全て満たすものとなります。

- ① 未使用品であること。
- ② 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に
補助対象となる製品として登録されている
窓及びガラスであること。



3. 助成対象製品 (2) 高断熱ドア

助成対象となる高断熱ドアは、
次の要件を全て満たすものとなります。

- ① 未使用品であること。
- ② 東京ゼロエミ住宅指針の要件である熱貫流率が
 $3.49 \text{ W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下のドアであること。
※JISグレード**H-3以上**の製品がこれに該当します。



4. 助成対象経費 (1) 助成対象経費

助成金の対象となる経費は、
公社が**必要かつ適切**と認めたものとなります。

- ①材料費：高断熱窓（窓・ガラス）・ドアの購入等に必要な経費
- ②工事費：高断熱窓・ドアの設置と不可分な部材と取付けの経費
 - （例）・窓、ガラス、ドアの取付費
 - ・内窓取付けに必要な額縁、ふかし枠等の費用
 - ・カバー工法によるアルミサッシ製品代
 - ・外部シーリング、内部シーリング等
 - ・養生費
 - ・既存建具解体費、既存建具撤去費（場内集積まで）
 - ・清掃費、美装費、搬入費
 - ・助成対象費用を算出するための実測費 等



4. 助成対象経費（2）助成対象外経費

高断熱窓・ドアの設置に直接関係しない
工事に係る経費は、助成対象外となります。

- （例）
- ・網戸、雨戸等の窓付属部材費
 - ・オプション等で取り付けたドアハンドル、施錠部分
 - ・諸経費、設計費、書類等助成対象製品以外の送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、消費税及び地方消費税、法定外福利費
 - ・金融機関に対する振込手数料 等

※ その他、次の①又は②に該当するものは、対象外。

- ① 本事業の目的の範囲を超えて過剰な仕様であるもの
（ひとつの窓に、ガラス交換と内窓を取り付けるなど）
- ② 助成対象事業以外で使用する目的であるもの

設置する高断熱窓が、雨戸や防犯用の格子等、断熱性能を向上させる目的とは異なる窓付属部材（オプション）と一体となっている場合であっても、窓付属部材は対象となりません。
見積もりの際に高断熱窓と窓付属部材の経費を分けて算出していただくか、別紙で計算書を作成し提出してください。



5. 設置要件 (1) 高断熱窓・ガラス

最低、1つの居室の全ての窓を改修してください。

1つの居室の全ての窓の改修と同時に他の居室又は廊下、玄関その他の非居室(以下「その他の部屋等」という。)の改修を行う場合、その他の部屋等の窓は1枚以上の改修で構いません。

※ 外気に接していない窓は、助成対象外です。

【戸建】

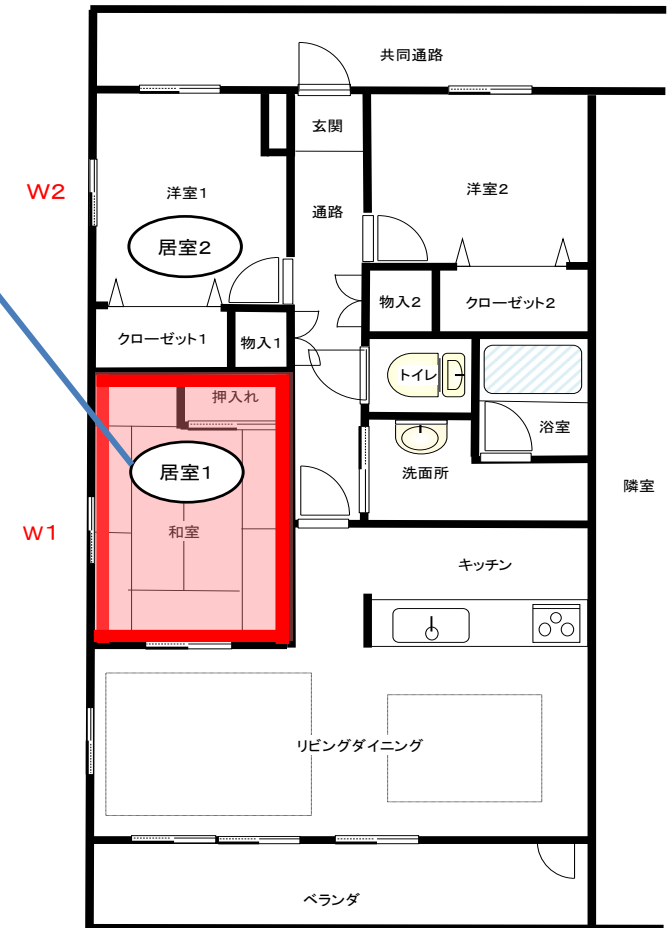


居室1の全ての窓(この場合1枚)を改修すれば、居室2の窓は1枚でも可。

W1

W2

【集合住宅】





5. 設置要件 (2) 高断熱ドア

最低、1つの居室の全ての窓に高断熱窓を設置するのと併せて実施してください。

※ 外気に接していないドアは、助成対象外です。

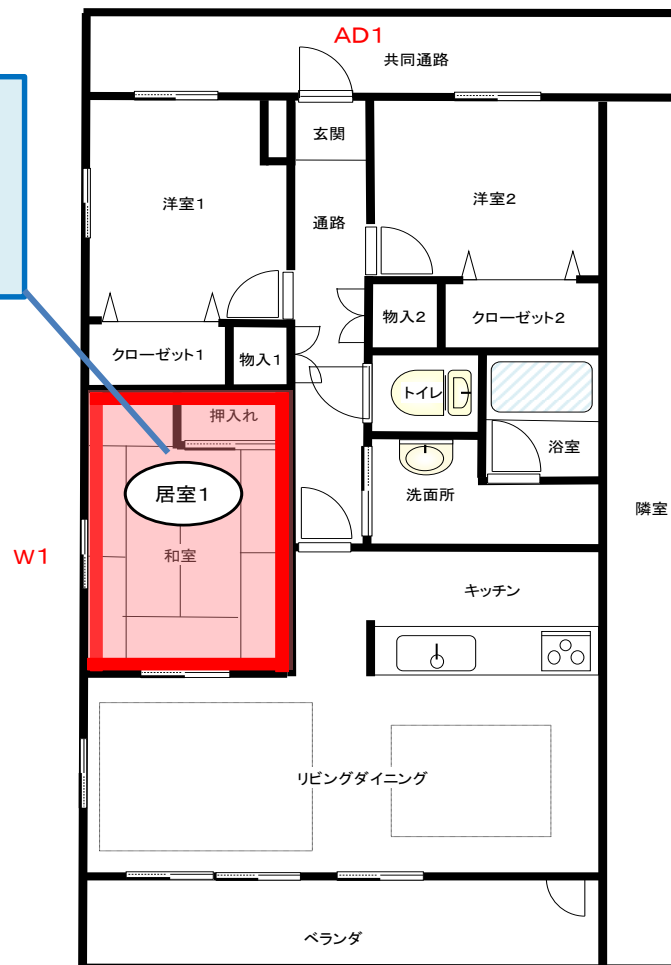
1つの居室で全ての窓を高断熱窓への改修をしていれば、1住戸に1枚まで高断熱ドアを助成対象にできます。

【戸建】



1階平面図

【集合住宅】

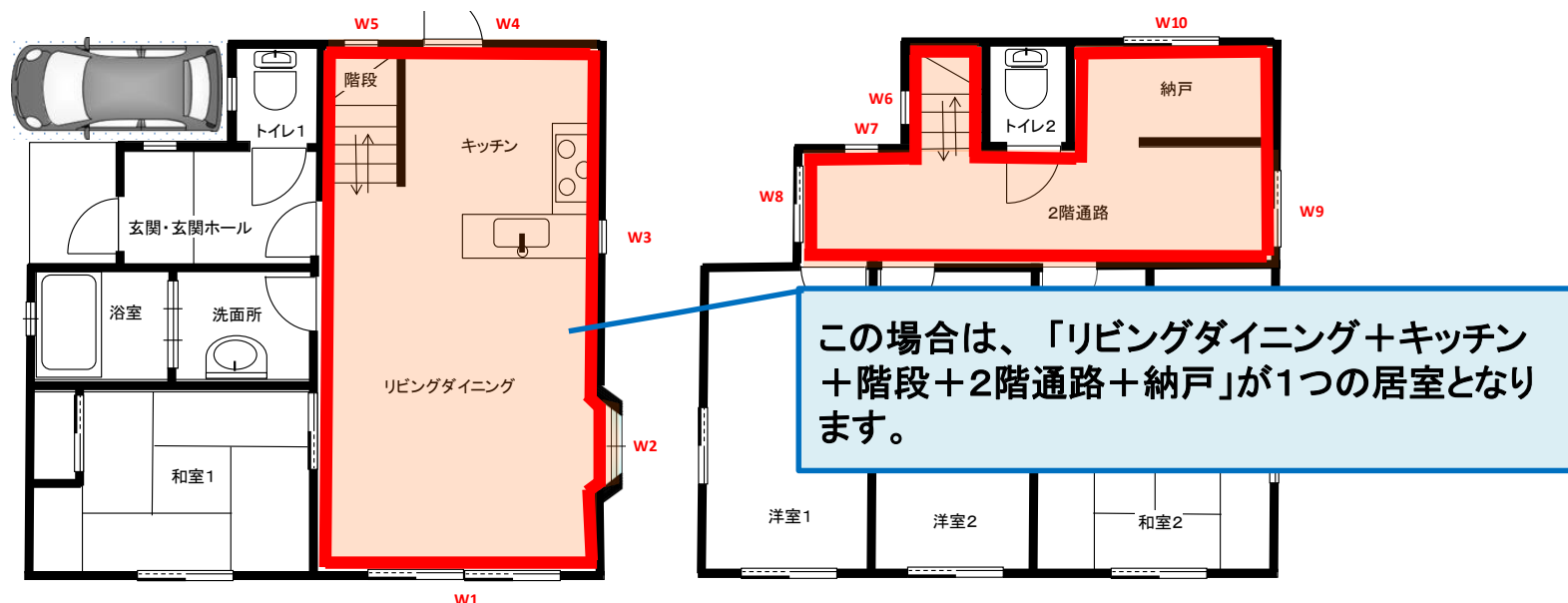




5. 設置要件 (3) 居室の範囲

部屋等が間仕切りやドア等で区切られておらず、空間がつながっている区画(吹抜け、階段等)は、同一の空間(室)と見なします。

※ 改修する居室が他の部屋等と同一の空間となっている場合は、その区画全体が一つの居室となりますので、注意してください。





5. 設置要件（４）換気小窓・テラスドア

換気小窓＊、300mm×200mm以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓等を含む居室については、その窓の改修は設置要件から除かれますが、その窓に高断熱窓を用いた改修を行う場合は、助成対象として構いません。

＊換気用小窓：障子を閉めた状態で換気を行うことができる、障子に組み込まれた小窓をいう。

ガラスが組み込まれたテラスドアや勝手口ドアを含む居室についてはこのドアの改修は設置要件から除かれますが、ドアに組み込まれたガラスの面積が改修後にドア面積の50%以上である場合の高断熱窓への改修は助成対象とすることができます。

また、テラスドアや勝手口ドアは高断熱ドアへの改修も可能です。高断熱ドアとして改修する場合は高断熱ドアの助成要件が適用されます。



5. 設置要件 (5)その他注意事項①

＜過去に他の補助金を受けて窓・ドアを設置している場合＞
改修を検討している既設の窓・ドアが、
過去に他の補助金を受けて設置されている場合は、
処分制限等の条件が付されていないか、
その補助金の実施主体に必ず確認してください。

＜既に高断熱窓となっている窓がある場合＞
設置に当たり、助成対象住宅に設置されている一部のガラス
又は窓が、既に高断熱窓（SIIに登録されている製品）
となっている場合、当該部分については設置要件としません。



5. 設置要件 (5) その他注意事項②

＜個別クレジット契約により設置する場合＞

個別クレジット契約を利用して設置する場合は、
高断熱窓の所有権を有する方が助成対象となります
(住宅にお住まいの方の場合の他、
個別クレジットの取扱事業者の場合もあります)。

※ 交付申請時に、「個別クレジット契約による助成金に関する取決書」(参考
様式5)を提出してください。

※ 実績報告時には、高断熱窓の改修工事契約の請負業者が発行した領収
書の提出が必要です。



6. 助成申請額 (1) 助成金額(助成率)

助成対象経費の6分の1以内

(100円未満端数切り捨て)

※ 国及び他の地方公共団体による補助金と併給する場合は、本助成金交付額と国及び他の地方公共団体による当該補助金交付額の合計額が**本助成対象経費を超えない範囲で**交付します。



6. 助成申請額 (2) 上限額①

次の①又は②のいずれか小さい方の額が上限額となります。

窓・ガラス

- ① 戸建住宅: 1住戸 **当たり** 50万円 集合住宅: 1住戸 **ごとに** 50万円
- ② 国からの補助金と併給する場合は、本助成対象経費の2分の1の額から国の補助金の額を控除した額

ドア

- ① 戸建住宅: 1住戸 **当たり** 8万円 集合住宅: 1住戸 **ごとに** 8万円
- ② 国からの補助金と併給する場合は、本助成対象経費の3分の2の額から国の補助金の額を控除した額



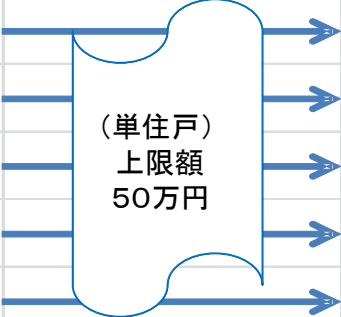
6. 助成申請額 (2) 上限額②



集合住宅の上限額は、あくまでも**1住戸ごと**に助成金交付予定額を算出し、各住戸分を合計した金額です。

例) 窓・ガラス

〇〇マンション5戸を改修する場合

住戸	助成対象経費 の1/6		単住戸 算定額
A	70万円		50万円
B	60万円		50万円
C	50万円		50万円
D	40万円		40万円
E	30万円		30万円

~~50万円 × 5戸 = 250万円~~

合計 220万円

助成金交付申請予定額



6. 助成申請額 (3)他の補助金と併給する場合①

窓・ガラス

本事業の助成対象経費			
都 1/6	国	区市町村等	自己負担
上限50万円/戸			
1/2			

ドア

本事業の助成対象経費			
都 1/6	国	区市町村等	自己負担
上限8万円/戸			
2/3			



6. 助成申請額 (3)他の補助金と併給する場合②

※ 併給の対象となる助成対象経費は、

本助成事業における助成対象経費となります。

(国及び他の地方公共団体による補助金の対象経費と
全て一致するとは限りませんので、ご注意ください。)



都の資金を原資とした他の補助金との併給はできません。

※ 本事業以外の都又は公社の補助金、都の補助金の

交付を受けて補助事業を行う区市町村の補助金で、

本事業の助成対象経費と重複する場合は、併給しないでください。



7. 書類作成時の留意点 共通①

<受付期限について>

交付申請：令和4年3月31日(木)まで

実績兼請求：令和4年9月30日(金)まで

※ 17時までに公社必着。

- ※ 期限を過ぎて公社に到着した申請書は、受け付けられませんので、ご注意ください。
- ※ 上記期限に関わらず、受理した申請書の交付申請額の合計が公社の予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。



7. 書類作成時の留意点 共通②

＜提出方法について＞

原則**郵送**（ 受付窓口を持参されても、その場では審査いたしません。）

※ 公社から申請者に対し書類受領の旨の連絡は致しませんので、到着の確認をしたい場合は、配達状況が確認できる方法（簡易書留等）で提出してください。

※ 各書類にインデックス（書類名を記入）を付けてください。

※ クリアポケットは使用しないでください。

※ 同時に複数件提出する場合、1つの封筒にまとめて郵送しても構いませんが、必ず1申請ごとに分けてクリアファイル等に入れ、**他の申請書類が混ざらないように**して下さい。また、申請数と申請案件（物件名等）が確認できるよう、一覧を添付して下さい。

一度に大量にまとめて提出されますと、窓口が混み合い審査に時間がかかります。出来る限りその都度ご提出下さい。



7. 書類作成時の留意点 共通③

＜様式（別記様式を含む）について＞

片面印刷 ※ 管理組合総会の議案書及び議事録は、両面印刷可。

また、修正する場合は修正液・修正テープの使用は禁止です。二重線で消した上に、押印してください。

＜手書きする場合について＞

手書きする場合は、必ず黒色又は青色のボールペン（熱などで消えないもの）や万年筆等で丁寧に記入してください。鉛筆や消すことのできるペンで記入したもの、黒色又は青色以外の色で記入したものについては、受け付けできません。



7. 書類作成時の留意点 共通④

＜手続代行者について＞

申請者は、施工業者等に本助成金の交付申請等に係る手続きの代行を依頼することができます。

※ 手続代行者（助成金の交付申請等に係る手続きの代行を行う者）は、依頼された手続き（申請・実績兼請求等）すべてについて誠意をもって実施してください。

※ 公社は原則として、申請書類等についての申請者への質問や依頼を手続代行者に連絡しますので、**手続代行者が窓口**となって対応してください。

※申請者と連絡を密にとり、進捗を管理してください。

※公社は必要に応じて手続代行者が行う手続きについて調査を実施し、**手続代行者が実施要綱及び交付要綱並びに本手引の規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんので、ご注意ください。**



7. 書類作成時の留意点 申請①

<交付申請書について>

交付申請書は、以下の住宅区分ごとに様式が異なります。高断熱窓・ドアを設置する住宅の形態・住戸数に合わせて提出してください。

住宅区分	対象
戸建住宅	戸建住宅を申請する場合
集合住宅(個別)	集合住宅の1住戸を申請する場合
集合住宅(全体)	集合住宅の複数戸を一括申請する場合

申請書は先着順に受理し、審査を行います。

※ 書類の不備・不足があった場合は、各審査担当者から是正依頼をさせていただきます。(この場合、審査に時間がかかりますので、ご注意ください。)

※ 提出された書類は原則返却いたしませんので、
申請者用として**必ず手元に控えを1部ご用意ください。**

※ 最新の書式で提出して下さい。



7. 書類作成時の留意点 申請②-1

＜費用明細書について＞

各工法ごとに記載していただきます。見積もり上、工事費を工法ごとに分けていない場合は、按分等をして調整してください。

※ 按分等する場合は、内訳を別紙で示してください。
見積書に**値引き**を計上している場合は、値引きを加えた助成対象経費を算定してください。

※値引きをどの経費からしたのかを必ずご記入ください。

※消費税から値引きはしないでください。

助成対象経費の中に助成対象者の自社製品の調達分又は助成対象者に関係する者からの調達分(工事を含む)がある場合は、利益相当分を排除した額を助成対象経費としてください。



7. 書類作成時の留意点 申請②-2

高断熱窓・ドア

改修工法

ガラスの交換	ガラス交換	ガラスのみを交換することをいう。
	カバー工法	既存窓の枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取付けることをいう。
	建具交換	障子部分である「建具+ガラス」を一体のものとして交換することをいう。
外窓の交換		既存窓の枠ごとに取り外し、新しい窓を取付けることをいう。
内窓の取付		既存窓の室内側に新しい窓を取付けることをいう。
ドアの交換		既存のドアを交換することをいう。
ドアの取付		新しくドアを取付けることをいう。

※ 新設する窓がある場合、「外窓の交換」欄に記載してください。

7. 書類作成時の留意点 申請③

＜平面図について＞

全ての申請において、平面図を提出して下さい。
戸建など複数階ある物件は、改修しない階があっても、
全フロアの平面図を提出してください。
また、フルリフォームの場合は、改築前後の図面両方
をご提出ください。



7. 書類作成時の留意点 申請④

<立面図について>

戸建申請の場合、立面図または姿図を提出して下さい。建物の側面から見て、改修する窓の位置及び形状が分かるように四方の立面図を提出してください。

- ※ 手書き可。(改修しない窓も記入してください。)
- ※ 平面図及び費用明細書の記載と整合がとれるように**全ての改修箇所の「窓番号」を明記**してください。(ガラス交換・建具交換の場合は、「ガラス番号」もあわせて明記してください。)

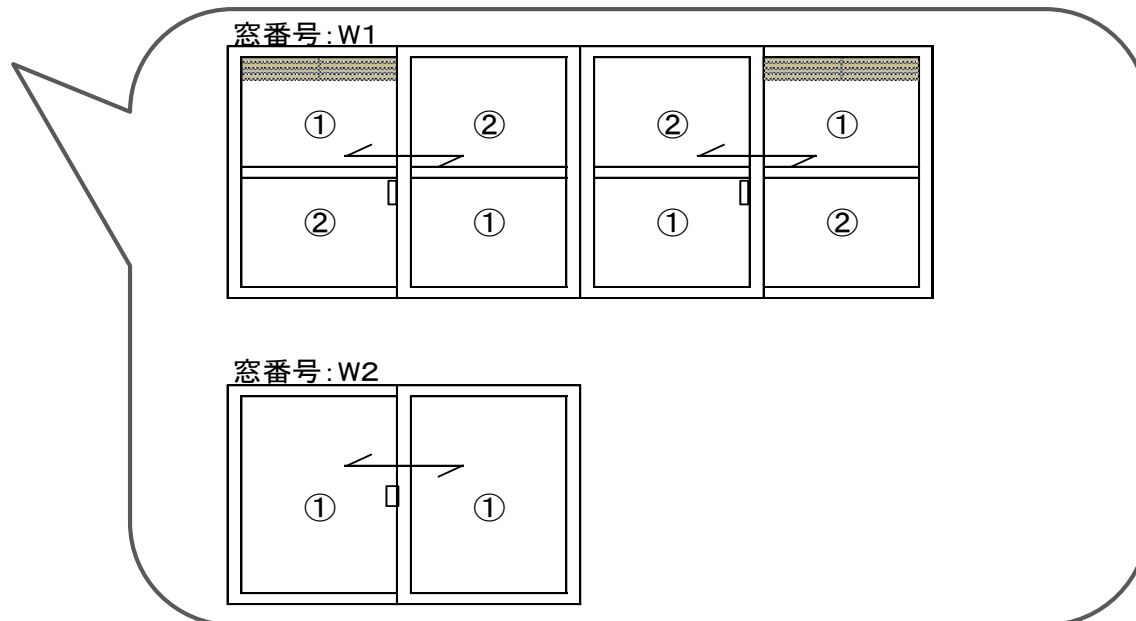


7. 書類作成時の留意点 申請⑤

〈姿図について〉

マンションの申請の場合、窓の姿図を提出して下さい。

※ 平面図及び費用明細書の記載と整合がとれるように**全ての改修箇所の「窓番号」を明記**してください。(ガラス交換・建具交換の場合は、「ガラス番号」もあわせて明記してください。)





7. 書類作成時の留意点 申請⑥

(手引28頁参照)

<助成対象住宅の写真について>

【共通】

- ・写真の縦横比は変更しないでください。
- ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれても可
- ・カラー印刷または、カラープリント写真であること。
- ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×90mm)以上であること。
※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合や
居住用の住宅かどうかと確認できない場合は、
再度撮影を依頼する可能性あり

【戸建・集合住宅(全体)】

- ・前面道路等から住宅の全景が確認できるように撮影してください。

【集合住宅(個別)】

- ・住宅の外側の入り口部分から「玄関ドア」、「表札」、「部屋番号」が確認できるように撮影してください。



7. 書類作成時の留意点 申請⑦

＜納税証明書について＞

納税証明書の提出は、交付要綱第3条第1項第4号の規定に基づき、**税金を滞納していないことを確認するため**に必要です。※課税証明書は不可。

申請者	納税証明書
個人	区・市・町・村都民税に係るもの
法人	法人都民税に係るもの

- ※ 法人の管理組合で納税していない場合は、直近の決算書をご提出ください。
- ※ 非法人となる管理組合が申請する場合は、申請者となる管理組合の代表者個人のもものを提出してください。
- ※ 非課税の方は、非課税証明書等課税されていないことを証明する書類を提出してください。



7. 書類作成時の留意点 申請⑧

＜マンションの工事許可書について＞

助成対象住宅が**分譲集合住宅**で共用部分を工事する場合は、申請者（区分所有者又は管理組合）の方で改修を行うことが認められていることを示す工事許可書の写しを提出してください。

※ 区分所有者が改修する際に、管理規約等で管理組合の承認や届出等を必要とする規定となっている場合は、その申請書及び承諾書（届出の場合は、受理等されたことがわかるもの）をあわせて提出してください。



7. 書類作成時の留意点 実績兼請求①

＜実績報告兼請求書について＞

工事及び工事代金の支払が完了した後、添付書類をすべて揃えた上で提出してください。

助成金の振込先に関する情報に記載いただく口座名義は、助成事業者（リース契約の場合は共同申請者）と同一としてください。



7. 書類作成時の留意点 実績兼請求② (手引7頁、32頁参照)

＜工事請負契約書について＞

委託者は、**申請者**（リース契約の場合は共同申請者）**と同一人**としてください。

注文書で契約する場合は、注文請書（施工業者が発行）を提出してください。

なお、この場合の工事請負契約日は、注文請書の請負日とします。

※ 印紙・割印が無いものは受付出来ません。



7. 書類作成時の留意点 実績兼請求③-1 (手引33頁参照)

<施工証明書および出荷証明書について>

a. 施工証明書(工事請負業者発行、申請者宛)

- ・ 高断熱窓・ドアを施工した工事請負業者が発行するもの。

以下を必ず記載してください。

宛名、工事請負業者(名称・住所・印)、発行日、現場名、施工完了日

b. 出荷証明書(出荷元発行、工事請負業者宛)

- ・ 高断熱窓・ドアの工事請負業者に販売した販売業者が発行するもの。

以下を必ず記載してください。

宛名(工事請負業者)、販売業者(名称・住所・印)、発行日、納品日、現場名

※ a,b共に様式は問いませんが、SII登録型番(窓・ガラス)、メーカー名、製品名、枚数、窓番号、ガラス番号、ドア番号を含めた様式で、費用明細書と照合できるものを提出してください。



7. 書類作成時の留意点 実績兼請求③-2 (手引33頁参照)



手続き代行の有無、立場により提出書類が異なります。

	手続き代行者なし	手続き代行者が 工事請負会社	手続き代行者が販 売会社	手続き代行者が 工事請負業者か つ販売会社	手続き代行者が 工事請負業者や 販売会社以外
施工証明書	△	×	○	○ (出荷証明書は 生産工場発行)	△
出荷証明書		○	×		

○・・・提出

△・・・いずれか一方提出

×・・・提出不要



7. 書類作成時の留意点 実績兼請求④

(手引2頁参照)

＜助成金振込口座番号等がわかる書類(通帳等)について＞
以下の5点が確認できるものを提出してください。

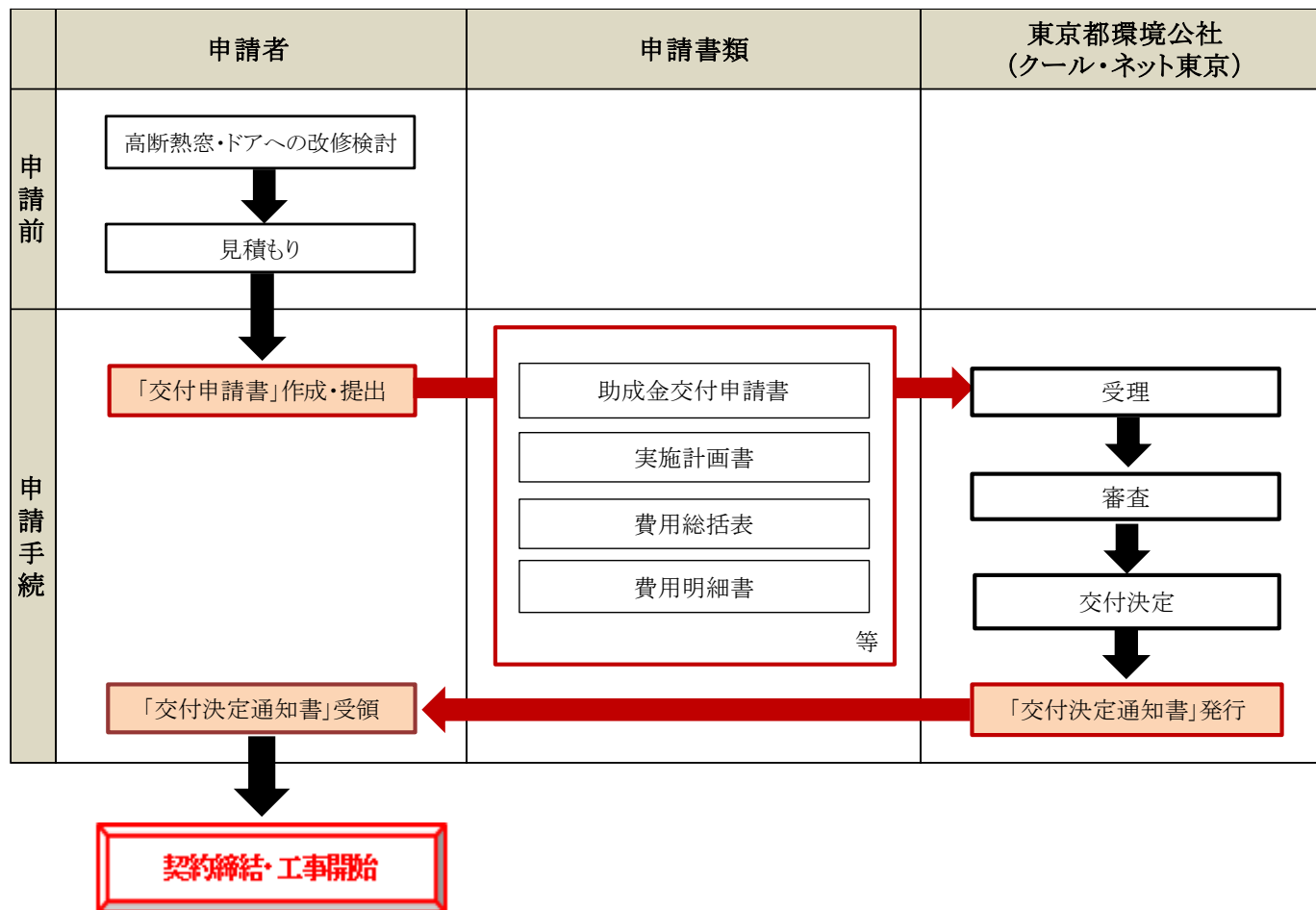
- ① 金融機関名(コード)
- ② 支店名(コード)
- ③ 預金種類
- ④ 口座番号
- ⑤ カタカナの口座名義人氏名

例) 通帳の振込口座情報記載頁の見開きのコピー、キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷等

※ 細部まではっきりと確認できるようコピーしてください。

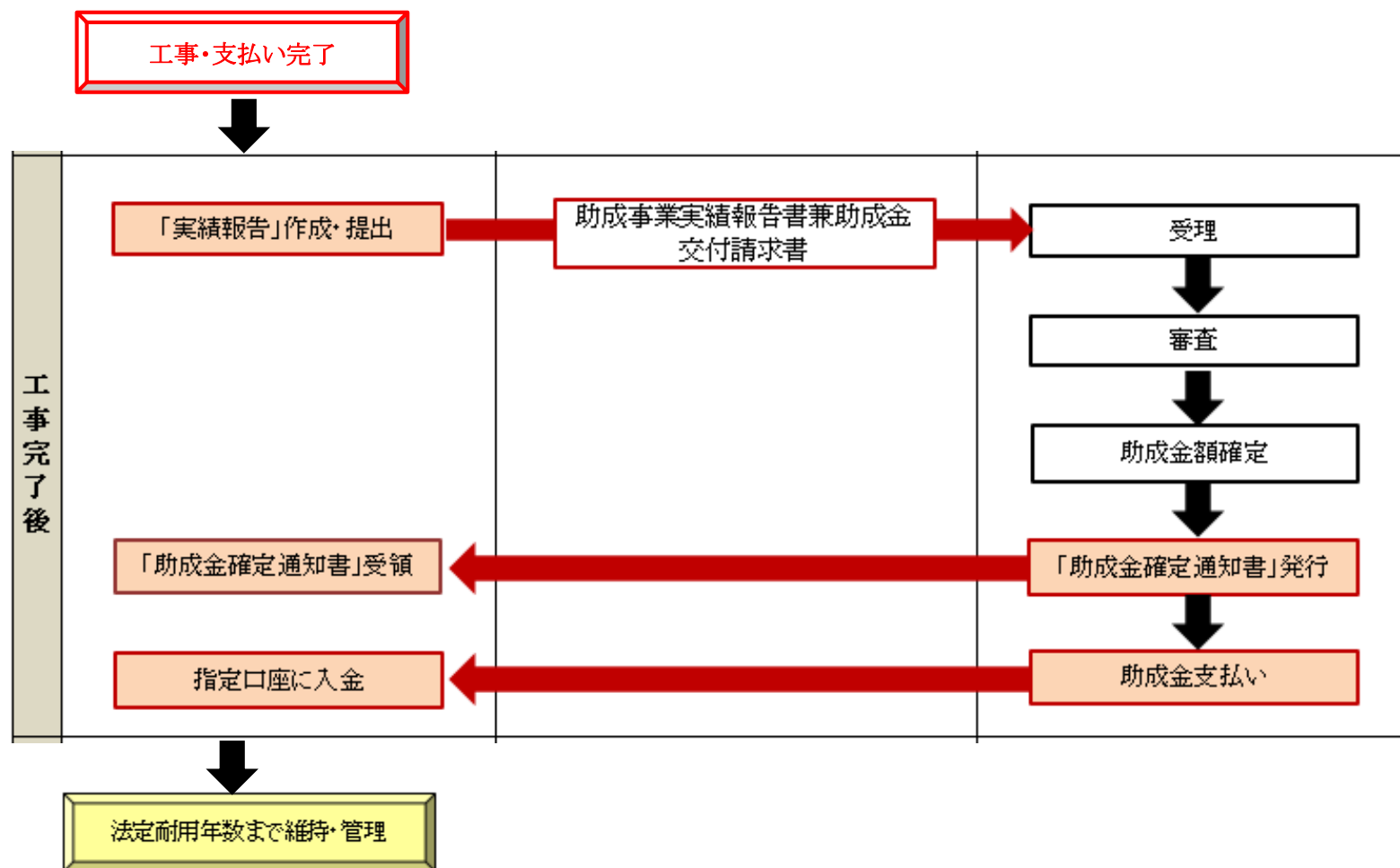


8. 手続きの流れ(1) 交付申請書受理から交付決定





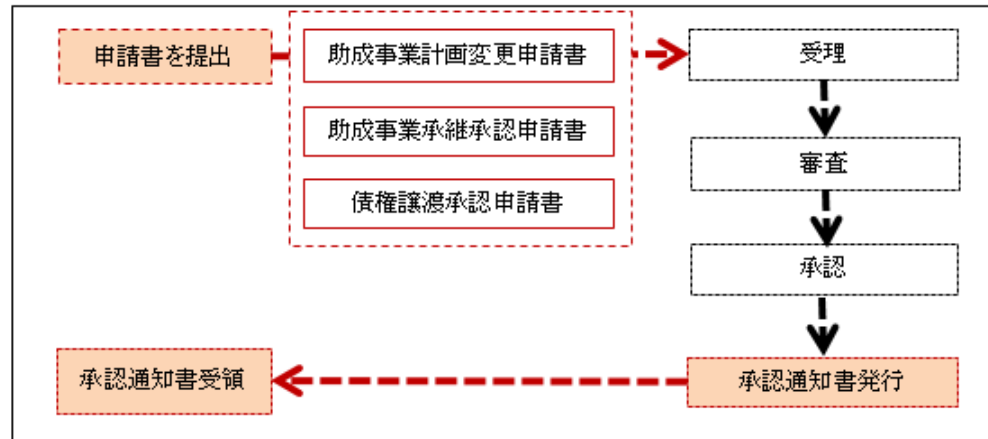
8. 手続きの流れ(2)実績報告書兼請求書受理から助成金交付



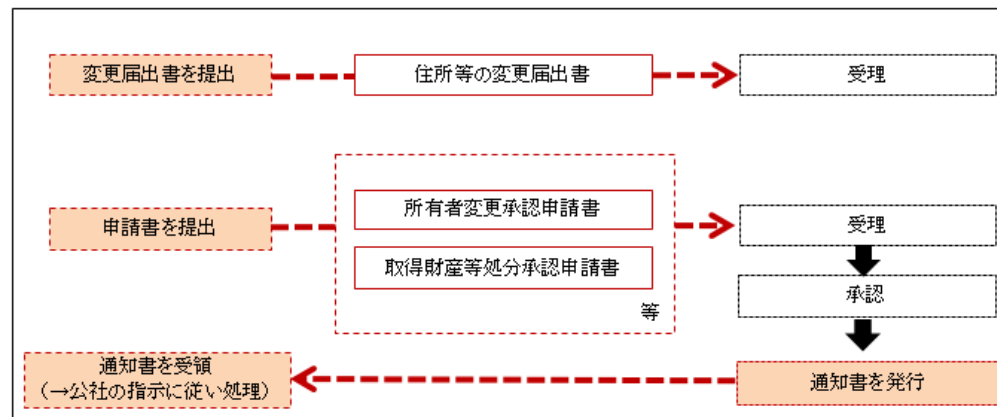


8. 手続きの流れ(3)変更等が生じた場合

工事期間中



助成金受領から法定耐用年数の間





お問合せ先・申請書類の提出先

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)
熱利用(高断熱窓・ドア)助成金担当

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

TEL:03-5990-5066

受付時間:月曜日～金曜日 9時00分～17時00分
(祝祭日及び年末年始を除く)